

令和6年3月定例会 一般質問

質問議員	質問順	質問番号	質問事項	ページ数
福原 賢孝	1	1	地震等の災害対策について	2
		2	「福祉避難所」について	3
		3	人口減少社会についての考えと将来の町の姿について	4
		4	G×関連産業と地域振興について	6
		5	町立石崎診療所の診療体制について	7
		6	ヒグマ対策について	8
		7	上ノ国高校に無料給食を取り入れては	9
川島 忠治	2	1	上ノ国町「第9期介護保険事業計画について」	11
		2	ガン検診の受診率を高める検査キットについて	13
		3	能登半島の大震災で学ぶべきことは	14
		4	国保加入者の産前産後期間の軽減制度について	16
		5	国保料（税）の都道府県化に向けての方向性について	17
仲澤 嘉彦	3	1	業務継続計画（BCP）の内容と実効性について	20
		2	災害時の避難所の確保と運営について	21
岩田 靖	4	1	避難所の見直しについて	23
		2	熊スプレーの推奨について	25
		3	飼い主のいない猫の対策について	27
小間 均	5	1	上ノ国町の海岸地域に整備されている避難階段について	29

質問 1 地震等の災害対策について

令和6年に入った1月1日、元旦の午後4時10分頃にマグニチュード7.6、最大震度7の揺れを観察する巨大地震の能登半島地震が発生しました。この地震は石川県能登地方で観測した地震としては、記録が残る1885年（明治18年）以降で最大規模の地震と気象庁が発表しました。地震で大津波が発生、家屋の倒壊や、漁港の隆起・損壊、輪島朝市地区では240棟に上る大火災が発生しました。その後も震度4などの大小の地震が多発している現状であります。能登半島は三方を海に囲まれているため陸路が限定されており、その道路が被害を受けたことで大渋滞が発生しました。また土砂崩れや道路の損壊による通行止め、停電や断水などにより住民生活の根幹の社会インフラが壊滅状態になったところでもあります。亡くなられた方が2月16日現在241名、災害関連死の方15人を含んでおりますが、その他、安否不明者も11人ということになっております。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げ、被災され不自由な生活をされている方々の健康と一日も早い被災地の復興を祈るばかりであります。この度の地震は、震源が浅く陸に近く、揺れとほぼ同時に津波の第一波が到達しました。専門家は1993年の北海道南西沖地震と同様であり、北海道を含む日本海沿岸部で起きる「典型的な地震」と指摘をします。国は北海道の日本海側で大地震が発生する確率を0.2パーセント未満と予測していましたが、能登半島での発生確率も3パーセント未満としておったところでもあります。南西沖地震を体験した道南の日本海沿岸でも確率にとらわれない対策の強化を求める声が強くなっております。

そこで、次の点について伺います。

まず第1点、「北海道を含む日本海沿岸部で起きる典型的な地震」との指摘について、町長のお考えを伺います。

2点目、住民が安心安全に生活できるように、自治体自身が災害から住民を守れるような強い自治体を作ることが必要と考えます。町独自の地震災害対策の強化の考えを伺います。

3点目、地震災害対策強化を国や道、そして近隣町にどのように働きかけていくおつもりか、お伺いをいたします。

答弁 ▼ 町長

北海道を含む日本海側の地震の特徴としては、震源が近くて浅く、津波も短時間で押し寄せるため、揺れを感じた瞬間から身を守る行動を取る必要があると指摘されております。

本町の沿岸部では、裏山などの高台が多く存在し、避難用の道路や階段が整備されていることから、今後においてもこれらの維持管理に引き続き努め、避難訓練を定期的実施することで、住民の命を守る体制を強化していくことができるものと考えています。加えて、能登半島地震では、床に直接寝ることで床からの冷気が体に伝わり体調を崩す人が多くいたため、厳寒期における防寒対策やベッドの備蓄見直しに取り組む必要があるものと考えております。

次に、地震災害対策強化については、北海道、北海道市長会及び北海道町

村会において、災害時の応援協定を締結していることから、人員、資機材及び物資など必要な支援を要請し、迅速に対応できる体制を整備してまいります。また、新たに国や北海道に対して要請する事案が生じた場合には、本町だけではなく、檜山町村会を通じて共同で働きかける方針であります。

再質問

日本海側の地震による津波は、到達時間が早く、奥尻町では1分と想定されております。能登半島地域でも今回の地震では、地震発生後10分ほどで到着したということであります。珠洲市三崎町の下出地区では、地震発生直後、住民同士が津波が来るぞ、早く逃げるぞ、との声を掛け合い高齢者は若者が背負うなど、約80人の住民と帰省客約100人全員が高台の集会所に避難し、死傷者はゼロだったということが報告をされておりました。津波では、家屋が1階の天井付近まで浸水したものの、全員無事。76歳の区長さんは、避難訓練を続けてきてよかった。全員無事だったのは偶然でない。この記事が掲載されておりました。

町内でも、小砂子、石崎、浜中、汐吹、扇石、木ノ子、原歌、上ノ国、向浜などの海岸地域でも津波避難訓練。とりわけ冬期間の津波避難訓練を定期的実施すべきと考えるものですが、いかがでしょうか。

各地域別に避難場所や経路、支援が必要な人の情報をまとめた避難計画づくり、こういうものも必要と考えるわけでありますが、こういう点も検討していただければありがたいと思っております。また、要介護者の町外の受け入れ先を他町、例えば、津波の影響の少ない内陸部の厚沢部町などと自治体間連携を協定しておくべきと考えるものですが、ご見解をお伺いいたします。

答弁 ▼ 総務課長

まず1点目の冬期間の避難訓練なんですけど、冬期間ですね、今までの避難訓練を見ますと老人の方の参加がほとんどだと思われまして。冬期間の避難訓練を実施しますと、冬場でもありますし、転倒などして逆に怪我を負われては困るのかなと思っておりますので、もし住民の方から冬期間の避難訓練を実施してほしいというようであれば、実施も考えていかなければならないと思っております。

避難経路につきましては、今回、地域防災計画、その他マニュアルなどハザードマップも改定しております。その中に、ハザードマップを各家庭に配布しますので、避難経路が書いてあります。ここの避難経路は何分かかりますよっていうのを色分けしてありますので、それを確認していただきたいと思っております。

福祉避難所については、たしかに1箇所しか指定しておりませんので、人数があふれてしまうこともあると考えられますので、今後ですね、そういった近隣町と連携して開所に向けて実施してまいりたいと存じます。

質問2

「福祉避難所」について

地震、災害などで甚大な被害があった時に、障害者や高齢者ら配慮が必要な人たちを災害時に受け入れる「福祉避難所」について伺います。

福祉避難所は、「一般の避難所で生活するのが難しい高齢者や障害者、妊婦さん、難病患者ら配慮が必要な人のための避難所であり、バリアフリーな

ど設備が整った高齢者施設や障害者支援施設、児童福祉施設などに開設され、支援を担う人員を配置する」と理解するものであります。施設側と協定を結ぶなどして災害時に開設することになっておるところであります。2022年12月時点で指定済みの8,710カ所を含めて全国に2万5,356カ所の施設があります。一般の避難所から自治体が必要と判断した人を移す運用に加え、要配置者は直接避難できます。

そこで、次の点について伺います。

まず第1点、町内の施設側との協定はどのようになっているのかという点について伺います。

2点目は、要配置者はどのように移送するのか、その移送手段について、お伺いをいたします。

答弁▼町長

本町で福祉避難所に指定している施設は、平成26年1月に社会福祉法人上ノ国福祉会との間において、災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書を締結し、特別養護老人ホームかみのくに荘を指定しております。この協定においては、災害時に要援護者が避難する必要がある場合には、町長からの施設使用要請に対し、施設所有者は受諾に努めることになっております。

また、要援護者の移送手段については、当該協定書では原則として要援護者の家族と支援者が担うとされていますが、在宅介護を受けられている方を移送する場合には、専用の福祉車両が必要となるケースが考えられるため、状況に応じて、上ノ国消防署や上ノ国町社会福祉協議会と連携し、要援護者の迅速な避難に努めてまいります。

質問3 人口減少社会についての考えと将来の町の姿について

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は2023年12月22日、2050年までの全国の地域別将来推計人口を発表いたしました。道内人口は、前回国勢調査が行われた2020年と比べて26.9パーセント減の382万人となり、全道179市町村全てで人口減少し、67市町村では人口が半分以下になる発表であり、檜山管内でも7町全てで人口が5割超減となる大変ショッキングな将来推計人口発表でありました。私の昨年9月の第3回定例会で第6次上ノ国町総合計画についての質問に、計画は社会情勢や財政状況により見直しをすとのお答えでありました。

そこで、まず伺います。

まず第1点、この国立社会保障・人口問題研究所の発表について、町長の見解を伺います。

2点目、将来上ノ国町の人口がどのように推移するとお考えか。またこの度の推計を踏まえて第6次計画の後期にどう反映するつもりか伺います。

3点目、持続可能なまちづくりのためには、若者の雇用を強化し地域経済の好循環を生み出すことが大事と考えます。若者に魅力を持たれる就職先となるよう地元企業や基幹産業の育成等についての施策について伺います。

4点目、将来自治体職員が人材不足になる恐れがないのかについて伺います。

5点目、町有建築物等の維持管理費（ランニングコスト）はどのように推計するのか伺います。

答弁▼町長

昨年12月に発表されました国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2050年における本町の人口は1,639人と大幅に減少すると予測されております。人口の推移については、2016年に策定した上ノ国町人口ビジョンにおいて、少子高齢化に対応した様々な施策を展開し、人口減少の緩和を目標に掲げ、人口置換水準まで上昇したと仮定した場合の目標人口を、2050年では1,985人としております。計画の策定から時間が経過していることから、公表された人口と差はありますが、今後も人口減少は進んでいくことには変わりはない現状にあります。

第6次総合計画の後期基本計画では、将来的な人口減少はやむを得ない現状にあり、即効性のある施策を見つけることの困難さを踏まえつつ、人口減少を緩和することを目標に、町では人口減少問題は自治体の存続に関わる重要課題と位置づけ、産業基盤の強化を念頭に置きながら更なる農林漁業、商工業の振興策に取り組み、少子化の進行を食い止めるべく、18歳以下の医療費の無償化及び出生祝金支給制度などの子育て支援を継続し、高齢者が健康で長生きできるよう健康増進の推進などを踏まえて、第6次総合計画の後期基本計画に反映してまいります。

次に、持続可能なまちづくりのためには、若年者の町内定住化の促進や事業者の経営基盤の強化が必要なことから、36歳未満の従業員を正規雇用する事業者に対する雇用奨励金を継続するとともに、漁業分野では、経営維持強化のため漁具漁網の購入費への支援や資源増大に向けたナマコ放流後の追跡調査、エソバカ貝の資源調査、ウニの深淺移植などの支援を行い、漁業者の所得向上を図ります。また、農業分野では、現在も実施しております農業用機械及び施設への補助制度や、特別振興作物及び新規作物の施設栽培を促進するためのパイプハウスへの助成を継続するほか、生産基盤の整備や農地の集積、集約化を行い、生産効率を上げ、所得向上を図ります。

これらの施策を継続的に進めるためには、自主財源の確保が必要になることから、洋上風力発電施設の建設を推進し、固定資産税などの町税収入の増収を図ってまいります。また、建設時から維持管理に至るまで、地元企業の参入により新たな雇用の場が増えるとともに、旅館業やガソリンスタンドの利用など、商業においても波及効果が期待されます。

次に、将来の自治体職員の人材不足については、過去には職員削減のため採用を調整した時代もありましたが、建築技士、土木技士及び保健師など専門職はもとより、現在は一般事務職にまで、少子化による労働人口減少の影響がおよび、自治体機能をどう維持させていくか切実な課題となってきました。そのため、社会人経験者の採用を積極的に増やすなどの措置を講じているほか、このまま人材不足が続くようであれば、自治体業務の一部を民間に代行するなどの検討が必要と考えています。

次に、町有建築物を含む公共施設等については、計画的かつ効率的に施設の整備や維持管理を行うことや、公共施設の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図ることを目的に、平成28年に上ノ国町公共施設等総合管理計画を策定しました。その後、保有する全ての建築施設の具体的な対応策を定め、令和4年に当該計画の改訂版を策定しました。

この計画において、長寿命化改修等を計画どおりに行った場合には、令和3年度から令和42年度まで40年間の維持管理に要する費用は総額約32.1億円、年平均約8億円と試算されました。なお、計画前5年間の投資的経

	費は年平均約9億円となっております。
質問4	G X 関連産業と地域振興について
	<p>2月2日「函館渡島檜山ゼロカーボン北海道推進協議会」による設立記念シンポジウムが函館市で開催されました。この協議会は、洋上風力発電をはじめとしたG X 関連産業の発展や港湾利用の活性化、さらに脱炭素と共に進める地域づくりに繋げることを目的に立ち上げたものです。経産省自然エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長の石井孝裕氏による「G X 推進の意義」の基調講演は、今後の上ノ国町の将来の可能性に非常に示唆に富んだ講演でありました。G X 関連産業と地域振興の関連について伺います。</p> <p>まず第1点、地域における新産業の育成、関連する雇用確保についてのお考えを伺います。</p> <p>2点目、洋上風力発電に係る人材育成をどの様に図っていくのか見解を伺います。</p> <p>3点目、電力の地産地消についてのお考えを、お伺いをいたします。</p> <p>4点目、地域が賑わう産業としての漁村地域の活性化についてのお考えを伺います。</p>
	答弁 ▼ 町長
	<p>再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業を実施する選定事業者は、洋上風力発電関連施設の建設等で、地元企業や漁業関係者に人員や機材等の協力を求めることから、新たな雇用機会が創出されるほか、秋田県の例では漁業協同組合や県内建設会社などで共同会社を設立し、メンテナンス業務を受注していることから、檜山沖洋上風力発電事業においても同様の取組みが期待されます。また、函館渡島檜山ゼロカーボン北海道推進協議会の設立総会では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、再生可能エネルギーを活用する脱炭素関連企業の地域への立地促進などとともに、地域企業の活用や人材育成・確保などに取り組むと決議しております。本協議会が中心となって北海道と連携を図りながら人材育成に努めることとなります。電力の地産地消については、様々な課題はありますが、地域の公共施設などへの電力供給及び低廉な価格での町民への提供並びに災害時における避難所への非常用電源として活用などが考えられます。</p> <p>また、漁村地域の活性化については、風車を利用した人工魚礁や養殖施設の併設などにより、減少した資源の回復、漁獲の改善などが望めるとともに、洋上風力発電関連事業に漁船が利活用されることにより、漁業者の所得向上が期待されます。</p>
	再質問
	<p>停電時に地域の再生可能エネルギーを地域で使う小規模送電網、マイクログリッドについて、先ほど答弁ではですね、そういう災害時の電力等も想定されるというお答えがありましたので、このマイクログリッドについてのお考えについて、お伺いをいたします。</p> <p>これはですね、やはり一部に電力を供給するシステム、一般家庭や役場や避難所となるスポーツセンターなどに電力を供給するシステムということになるわけですが、地震や台風などで広範囲に停電した場合、既存の送電線が</p>

ら切り離して周辺で起きた停電の影響を回避できるという、この独立ネットワークとして最低2日間、48時間程度供給できるというマイクログリッドについての、町のこれからの洋上風力を使った発電について、お考えをお聞きをいたします。

答弁 ▼ 副町長

先日、道新の記事の中で松前町が、まさに今、福原議員が言われたような陸上の風車、これが東急不動産で松前町はやられているということで、それを北電ネットワークさんと共同で小規模送電網、これを実施するという記事が先日北海道新聞に掲載されておりました。これが松前町でなぜ出来るかという点ですね、実は松前町の場合は、東急不動産が陸上風車をやるにあたって、通常の、どうしても風力発電というのは、安定した電力を供給できる。風の強いときは多く送電できるし、少ないときは止まってしまうということで、これを解決するために北海道電力さんが発電会社から購入する場合は、そういう安定的な電源はできるだけ避けたいと。そういう状況が多くあったり少なくなったりすると、電力が安定的な電力を供給できないということで、北電さんは通常は受け入れないんですけど、一部の部分ではそういう蓄電池を装備することによって安定的な電源を供給できるものですから、そういう形でやってくださいという契約方法も北電さんはあるんですよ。その中で松前町の場合は、そういう蓄電池を装備した風力発電をやっていると。蓄電池を装備するということは、その蓄電池の中に電力を蓄えて送れるものですから、通常の陸上風力と違って安定的な電源が供給できると。そういう場合については、その地域だけ困って送電ができるという形になるんですよ。

ところが本町の場合は、そういう蓄電池方式の風力発電をしていないと。まして、洋上風力についても今のところ蓄電池方式という話は出ておりません。これをやるためには、どうしても安定的な電力を供給するための蓄電池を装備した風力発電網が必要になってくるということになるわけでありませう。

ですから、本来であれば福原議員さんおっしゃられるとおり、災害時とかそういうとき活用したいのも山々なんですけれども、この蓄電池を装備するためには多額の費用がかかるということですね。なかなか整備には至っていない状況にあるものですから、うちとしてもそういう要望はしていきますけれども、今の段階でそれを確約できるような状況ではないということをご理解していただきたいと思っております。

質問5 町立石崎診療所の診療体制について

4月から指定管理者制度を取り入れた診療になるわけですが、診療日、診療時間、休診日などの診療体制はどのようになるのか、お伺いをいたします。

答弁 ▼ 町長

本定例会において、民間医療法人を町立石崎診療所の指定管理者に指定する追加議案を提出することとしていますが、提案どおりに議決された場合には、当該医療法人では週4日勤務の医師と週1日勤務の医師の2名により、これまでと同様に週5日の診療体制を確保する予定となっております。また、

	<p>診療時間も基本的にはこれまでの時間数を維持することとしておりますが、週1日勤務の医師は、診療日当日に函館市からの往復が必要なため、週1日は半日診療となる可能性があります。</p> <p>なお、運営体制の変更に伴う移行準備期間として、一週間から10日間程度必要なことから、早くても4月の第二週目以降からの診療開始を予定しております。</p>
<p>質問6</p>	<p>ヒグマ対策について</p>
	<p>人身被害が全国で深刻化するヒグマとツキノワグマ等のクマを伊藤環境相は2月8日、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣に4月中にも指定すると発表しました。指定はニホンシカ、イノシシに次いで3個目。追加指定を決めたのはクマによる被害が道内外で深刻化し、被害の未然防止のため積極的な捕獲が必要となっているためであります。道内では、ここ数年ヒグマによる人身事故やエゾシカの農業被害が増加の一途をたどっております。そして捕獲にあたるハンターの高齢化などに伴っての、このハンターの減少も深刻化しております。</p> <p>今年度、道の一般会計予算案のヒグマ対策推進が総額7千万に上る見込みであり、そのほかにもハンターの育成や確保を推進する事業費として約1,500万円を盛り込んだ予算案を計上しました。檜山振興局でも、また独自の予算を道に計上したところであります。また道の残雪期の捕獲促進事業「春期管理捕獲」今年1月から5月末でございますが、に参加する市町村への補助費として、ハンターへの報酬や弾代などの支援を昨年の第4回定例道議会で同額の1,500万円の補助費を計上済みで、事業が年度をまたぐことから、今回予算で残りの期間分を賄うこととしております。</p> <p>そこで、次の点について伺います。</p> <p>道の「春期管理捕獲」への町の参加について伺います</p> <p>2点目、昨年第4回定例会でハンターの育成や確保について、私の質問に対し、「上ノ国町鳥獣被害防止計画の取り組み方針の中で、実施隊員の確保、養成、新規隊員の分を確保するため補助、助成し育成を図ると記載されているので、今後も若手の駆除隊員を新規で助成し増やしていく」とのお答えでした。今回の道の予算を有効活用しハンターの育成・確保をすべきと考えますが見解を伺います。</p>
	<p>答弁 ▼ 町長</p>
	<p>本年2月に伊藤環境大臣がクマ類を指定管理鳥獣に指定すると表明し、パブリックコメントが実施されていることは、私も承知しております。ヒグマが指定管理鳥獣に指定された場合、夜間猟銃の禁止をしないなどの特例が適用されることとなり、都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に基づき捕獲などが行われることとなります。</p> <p>本町では例年、4月から10月にかけて15頭前後のヒグマが捕獲されておりますが、昨年は12月にも出没情報が寄せられ、捕獲数も39頭となるなど、ハンターの出動時間も増加しております。</p> <p>ご質問の北海道の春期管理捕獲への参加につきましては、最低2名以上で捕獲することや、人の生活圏から概ね5キロメートル程度の区域内に限られるなどの基準が設けられておりますが、本年1月に追加要望調査が実施されたことから、本町も参加することといたしました。また、町内には30代か</p>

ら70代のハンターが15名いますが、既存隊員の育成や新規隊員の確保は今後とも必要と考えていることから、北海道の予算を活用できるものがあれば有効に活用してまいりたいと存じます。

再質問

先ほど申し上げましたが、今回檜山振興局がですね、新年度からヒグマ対策強化ということで、この270万、道の予算へ計上するというごさいます。これは昨年頻繁に出たせたな、江差、この両町が中心であるということになっておるようございます。これは電気柵やヒグマの出没環境抽出予測マップ、こういうものになるようございます。本町でも例年70から80件のヒグマの出没状況が、昨年は100件以上になってるということを理解しておりますので、ぜひ、上ノ国町もこういう道の予算を使えるようなことで、この振興局にも申し入れを行うべきではないかとそのように考えますが、担当課としての意見をおたずねをいたします。

答弁 ▼ 農林課長

まず、振興局の方でも令和6年、270万ほどの予算をあげています。それについては、出没対策、そして人材育成、普及啓発というのを予定してらるっていうふうに聞いてます。

人材育成に関しては、市街地出没対応訓練、これを予定してまして、今のところまだ場所が厚沢部と今金を予定してらるってことです。その部分に関しては、私たちも出れるということですので、そういう部分は積極的に参加していきたいなと思っておりますし、またその他に、出前講座といたしまして、職員とハンターが学校へ出前講座をするという予定もあるんで、それについても積極的に参加していきたいと思っております。

質問7

上ノ国高校に無料給食を取り入れては

2月14日、道教委が公立高校入試出願変更後の状況を発表しました。3月1日の最終出願状況も、つい先般発表になりましたが、上ノ国高校は募集人員40名に対して出願者15人、倍率0.4でありました。

上ノ国高校は一つとして、生徒理解の教育、二つ目として、生徒一人ひとりに合った学びの充実、三つ目として、多様な他者との協働的な学びの充実、この中には具体的には地域の大人との温かく親和性のある関わり合いの中で、対話を通じ社会のリアルを実感し、社会のつながりの中での生き方を考え、当事者意識を育む。また異学年交流、小中学生との交流や身近な生活圏内でのボランティア活動も実践しておるところでございます。そして四つ目の項目として、表現・プレゼン力を磨く機会の充実など地域の小規模校が有する強みを生かした教育活動を実践しておるところであります。地域と学校が地域の子供の成長を軸に、地域住民のつながりづくり、住民主体のまちづくりの一助を担うという点で、地域と学校の良好な関係構築教育を実践しております。

私も上ノ国高校を訪問するたびに、生徒と教師の真摯な態度に好感を覚え、ニュージーランド訪問体験発表時の表現力やプレゼン力の高さに感銘し、将来を期待しているひとりであります。

上ノ国高校生のお母さんは働いているお母さんが多く、弁当をつくってか

ら仕事に出掛けていくお母さんが大多数です。無料給食を取り入れることでお母さんの疲労と家計負担の二つの軽減にもなり、また食育にもなるなど多くの効果が見込めます。高校の先生も独身の先生が多いので助かると思います。隣町の道立松前高校は23年度から生徒確保の期待を込めて無料給食を導入いたしました。町は、上ノ国高校に種々支援をしており高く評価致しますが、生徒確保と家計負担等の軽減、また食育の観点からも上ノ国高校でも無料給食の導入を図るべきと考えるものですが、教育長の見解を伺います。

答弁▼教育長

上ノ国高校における現状といたしましては、全国的な少子化の進行に伴う生徒数の減少から、北海道教育委員会における高校の再編計画の見直しもあり、平成30年度より地域連携特例校の指定を受け、協力校との連携やインターネットを使った遠隔授業などを活用した教育環境の充実を図っているところでございます。

また、上ノ国高校への入学者の確保に向けた支援策としては、異文化交流を目的とした海外研修派遣事業、進学や就職に対応した資格取得検定料に対する助成をはじめ、保護者負担の大きい通学経費への助成を実施してまいりました。令和4年度からはICTを活用した授業が始まり、入学時に各自でタブレット端末を準備する必要性がありましたが、家計への負担軽減を図るため無償にてタブレット端末の貸出も行っております。今後は、これまで以上にグローバルな人材の育成を視野に英語教育の充実・発展に向け、1年生全員を対象とした英語研修事業を実施し、英語に対する苦手意識の改善を図り、2年生での海外研修派遣事業に繋げ、本事業が更に充実した研修となるよう継続性を持って取り組んでまいります。

ご質問の無料給食につきましては、共働き家庭も多いことからご家族のお弁当をまとめて作っているお母さんが多数いるものと拝察しております。また、昨今親子のコミュニケーション不足が取り沙汰されておりますが、お弁当はこういったコミュニケーション不足を解消するための絶好のツールでもあり、親子の絆や互いへの思いやりを醸成するものであると考えております。さらに、学校給食につきましては、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることや、日常生活における食事について正しい理解を深めること、健全な食生活を営むことができる判断力を培うなどを目標として、学校給食法でその実施について定められております。同法では、義務教育段階の小学校や中学校等の設置者は、学校給食が実施されるよう努めなければならないと定められております。しかし、義務教育課程を修了した高校生については、将来に向けてこれまで培ってきた食に関する知識などを通じ、自己の生活を自立的に整えることが期待される時期でもあることから、高校での無料給食については考えてございません。

質問 1 上ノ国町「第9期介護保険事業計画について」

20数年前から始まった介護保険は、公費が50パーセント、保険料が50パーセントの費用負担となりました。介護サービスが充実すればするほど、介護保険料は比例して上がっているのが実態です。65歳以上の第1号保険料は、開始当初より北海道市町村の平均は1.8倍に値上げされています。一方、高齢者の年金額は20年前から下がりっぱなしの状況です。低所得者の高齢者から、「年金は下がっても介護保険料は高く、安くならないのか」、「お金がなければ介護サービスを受けられない」という素朴な声が寄せられています。

次のことを、お伺いします

1点目、上ノ国町として、第8期計画をどのように総括されて、第9期計画を立案されたのか。

2点目、国、厚労省は10月17日、現在の介護保険料を9段階から13段階にして低所得者の負担軽減をすること、また基金残高、繰越金のある市町村は適切な介護保険料の設定に向けた検討を行うよう事務連絡を出しています。介護保険料を13段階にして負担軽減を図るべきと考えますが、いかがか。

3点目、上ノ国町の介護給付準備基金の残高はいくらか。

4点目、厚労省の考えは、第1号保険料の第1段階から第3段階までの保険料を減らし、第6段階から13段階の該当者に負担を上乗せするものです。町の保険料は、第1から第3段階までについてはどのようになるのか。また、第4から第5段階まではいくらか。第6段階から13段階の該当者に上乗せを検討されているのか。所見をお伺いします。

答弁 ▼町長

現計画の総括についてですが、高齢者人口の減少傾向は続くものの、いわゆる団塊世代による介護ニーズの高まりを見据え、要介護・要支援認定者数は増加する推計をしておりましたが、実績値は推計を下回り、結果として、介護給付費等の費用が大きく抑えられたものと考えております。この要因としては、地域支援事業における介護予防事業の取組みが効果を出しているほか、コロナ禍におけるサービス利用者の減少が影響しているものと推察されます。

第9期計画においては、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年が計画期間に含まれ、また日本における高齢者人口がピークを迎える令和22年を見通すと、本町においても、85歳以上の人口が急増し、要介護者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれることから、介護施設や介護人材などの限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう次期計画を策定したところであります。

また、介護保険法施行令の改正により、現在の介護保険料の所得段階を9段階から13段階への見直しを行い、10段階から13段階の高所得者層の負担割合を上乗せした上で、1段階から3段階までの低所得者層の負担軽減を図っております。

なお、基準となる所得第5段階の保険料年額は第8期計画同様の7万9,800円となり、第4段階は7万1,800円となります。第3段階以下については、第8期計画時の負担割合から、1.5パーセント引き下げ、第3段階は5万4,600円、第2段階は3万8,700円、第1段階は2万2,700円の保険料年額となります。第6段階から第9段階については、第8期計画同様となり、新設する第10段階以降については第9段階の負担割合から20パーセントずつ引き上げ、第10段階で15万1,600円、第11段階で16万7,500円、第12段階で18万3,500円、また第13段階では10パーセント引き上げて19万1,500円の保険料年額となります。

最後に、介護給付準備基金の残高についてですが、令和5年度分の事業費確定に伴う国、道への補助金返還金等の精算分を考慮すると、実質、5,722万3,464円となる見込みですが、第9期計画において、3,125万円を取り崩し、介護保険料に充当することとしております。

再質問

まず一つ1点目は、第9期計画は、第1号保険料は第1段階から第4段階までは1,200円が軽減されます。第2被保険者は新たに10段階から13段階までに拡大され、第8期と比較して1万6千円から5万5,900円あまりにも負担が増えております。

なお、企業、法人に勤めてる場合、あるいは役員もそうなんですが、介護保険料は折半されます。しかし、個人事業所などは折半などはありません。問題は、例えば例あげれば、第10段階の場合は所得が420万から520万未満の方、つまり所得で420万ということは、おそらく年収で600万以上あるだろうと。そうあんまりないかも知りませんが、該当する個人の方は何名くらいいるのでしょうか。それが1点目です。

2点目は、介護給付準備基金が5,720万円のうち、3,125万円を取り崩して介護保険料に充当されたと答弁されました。第9期から第10段階から前年の所得が420万以上の法人以外の該当者の保険料、つまり10段階から13段階までの方を減らすことは無理でしょうかね。

3点目が、今回の第9期計画は、国、厚労省は公費を増やさず町民に負担を押しつけています。地方自治体の果たす役割は住民の命と暮らしを向上させる。それには町は防波堤の役割をすべきと考えます。どのように考えているかお聞かせください。3点お願いします。

答弁▼保健福祉課長

まず1点目、保険料の関係ですけれども、先ほど第2号保険者というワードも出たと思うんですが、今ここで提案している介護保険料に関しては、65歳以上の方の保険料を決定しているところがございます。若干川島議員の質問に関しては40歳以上64歳未満は社会保険料で、介護保険料で徴収する部分も含まれてましたので、そちらについては町ごとにというわけではなく、国の基準に沿って、社会保険の基準に沿って徴収されているところがございます。

その点を踏まえて65歳以上についてですけれども、前回、全員協議会的时候もご説明差し上げましたが、第10段階以上の方に関しましては、計画上70名くらいの方が該当する人数かなと想定しております。

	<p>続いて2つ目の質問ですが、10段階以上の減額については、5段階以下同様ですね、国の基準に沿って段階というのは決定されておりますので、特別ここで減額措置というのはとれる状況ではございません。</p> <p>最後に、公費のお話ですが、これも同様な回答になりますけども、負担割合が全員協議会でお示ししたとおり、表によって決定しておりますので、これに関しても公費を特別投入することはできない状況になっております。</p>
質問2	ガン検診の受診率を高める検査キットについて
	<p>道南の知内町では、町民のガン検診の受診率を高めるために、北電と町が連携し、検査費用を助成してガン検診受診を勧めております。受付が始まって一週間で50人の定員に達していると報道されています。</p> <p>次のことを、お伺いします。</p> <p>1点目、上ノ国町のガン検診の受診状況について。</p> <p>2点目、知内町で取り組んでいる唾液による検査キット「サリバチェッカー」について、どのように把握されてるか。</p> <p>3点目、仮に導入を検討されるようでしたら、検査費用の助成は検討すべきと考えますが、所見をお伺いします。</p>
	<p>答弁▼町長</p>
	<p>本町のガン検診の受診状況は、胃がん検診は9.2パーセント、肺がん検診は5.7パーセント、大腸がん検診は11.1パーセント、子宮がん検診は27.3パーセント及び乳がん検診は29.3パーセントとなっております。</p> <p>また、知内町で取り組んでいる唾液による検査キットについては、唾液を採取するだけの手軽な検査方法で、6種類のがんリスクを調べられる手法と把握しておりますが、偽陽性又は偽陰性の判定結果がでる可能性もあるなど、誤った安心感を与えることで、検診の受診見合わせや治療の遅れを招くリスクもあります。このため、現段階では受診率向上のためのツールとしては考えておりません。このようなことから、検査費用の助成制度も考えておりません。</p> <p>しかしながら、がんリスク判定には有効な面もあることから、他自治体の導入例を検証しながら、利活用方法を今後検討してまいりたいと存じます。</p>
	<p>再質問</p>
	<p>1点目の質問なんですけど、先ほどの回答の中で偽陽性や偽陰性の判定結果が出る可能性はあるので、現段階では考えていないということで答弁されました。</p> <p>現状は、乳がん検診でも大変、私も女性の方からも聞いたんですけど、今の現状では大変痛く、精神的な負担を感じていると。そんな中で今後、他の自治体などの導入した例とか、他にいろいろ検査方法などあったら引き続き検討してくださいという内容であります。お願いします。</p>
	<p>答弁▼保健福祉課長</p>
	<p>今のご質問ですね、確かに乳がん検診に関しては、受診時痛みを伴うです</p>

	<p>とか、そういったことも想定されます。</p> <p>今回ですね、知内町で採用している検査に関しては、あくまでもリスク検査というものなので、がんがあるかどうかを発見するものではないと。そういう意味で、それがリスクが仮に低いと出た場合に、ある意味受診しないとか、検診を受けないとか、そういうことも招かれますので、そういった意味は慎重に行っていきたいと。ただ、今乳がん検診ではないんですけども、例えば膵臓がんですとか、発見しづらいものもリスク判定できるというような一面もありますので、その辺は有効に今後検証していきたいと考えております。</p>
<p>質問3</p>	<p>能登半島の大震災で学ぶべきことは</p>
	<p>能登半島の大震災で、断水、電気、トイレ問題などさまざまな問題がテレビ、新聞等で報道され、町民の方も心配されています。町も、義援金や町職員を被災地支援として派遣を行っています。</p> <p>さて、避難訓練を各町内会でも実施、計画をされていますが、各町内会に配給されている毛布やガスコンロ、食料品などは3日間ぐらいと聞いています。</p> <p>避難所の環境水準を定めた国際基準（スフィア基準）があります。参考までに、避難所の一人当たりの居住スペースは、おおよそ2畳、トイレは20人に一つですが、日本国内では、居住スペースは畳1畳、トイレは50人に一つという実態であります。</p> <p>次の点についてお伺いします</p> <p>1点目、町として万が一に備え、今後に生かすべき点はどのように考えているのか。</p> <p>2点目、町の備蓄品の倉庫にどのくらいの種類と食料品などの在庫があるのか。</p> <p>3点目、災害時、情報や伝達などを取り寄せるために、避難所（集会所）に公衆無線LAN「フリーWi-Fi」などを設置し、活用すべきと考えますが、所見をお伺いします。</p>
	<p>答弁▼町長</p>
	<p>能登半島地震の被災においては、厳寒期における防寒に対する備蓄品、停電時の情報収集、飲料水及び生活水の確保が課題となりました。暖房器具は既に備蓄していますが、床に直接寝ることで床からの冷気が体に伝わり、体温が奪われることで体力や免疫力が低下し、風邪や感染症にかかる人が多く、また、停電時の情報収集ではラジオが携帯電話より適していることが確認されたことから、令和6年度から簡易ベッド及びラジオの備蓄を計画的に進めてまいります。また、飲料水は、防災計画で定める目標数より多めに備蓄しているほか、本町の水道施設は、湯ノ岱から小砂子にかけて広範囲にわたって5か所あることから、被災区域以外の施設から補水・運搬することが可能であると考えております。いずれにしましても、防災面で何が不足しているのかを、再認識したところでございます。</p> <p>また、防災備蓄倉庫には、主に発電機、投光器及び水中ポンプなど資機材等を保管しており、食料品等の在庫は保有しておりません。被災時に早急に使用できるよう各避難所へ全て配備しています。</p> <p>次に、大規模な地震の際には、光回線の断線や停電により、ワイファイ機</p>

器が使用不可能となることが予想されます。各避難所に設置されております防災行政無線による情報収集、伝達には特設公衆電話が有効であると考えています。なお先ほども申し上げましたが、令和6年度から携帯ラジオを各避難所に配備してまいりたいと存じます。

再質問

1点目、この3月議会で5名の議員がそれぞれの持ち場、立場で災害、避難問題でも取り上げてのも特徴であります。

さて、各町内会で自主防災組織を確立して避難訓練などに取り組んでいる町内会もありますが、全体として避難所となっている集会所までの避難訓練、また、避難所に来てからの受け入れの訓練などは十分と言えないと思います。災害が起きた場合、自分の身は自分で安全を守る自助、そして周りの住民が協力して助け合う共助、国や自治体などの救助、援助をしていただく公助といわれています。万一に備え、町として町内会と連携して避難訓練などもっと力を入れて取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。

答弁▼総務課長

これに関しましては、地域防災計画、避難所運営マニュアルなどありますが、そういうふうには実施していかねばならないということになっておりますので、避難所の運営、避難所までの避難訓練、そういうのは今後実施していかねばならないと思っておりますので、ご理解願います。

再々質問

そういう意味では、この地域では連合町内会もあります。今度金曜日にあります。そういった意味で連携しながら連合町内会として、やってみようよとか、そういう部分踏まえて、意思統一がなかなか連合町内会の中でできていない。やれるところはやってくれよっていう感じで留まってる。それが1点です。

もう1点がお聞きしたいのは、能登半島地震で一番避難生活が大変な思いをされているのが断水とトイレ問題と指摘されています。また、女性の視線で指摘されていることは、内閣府の全国の1,741市町村で女性用の備蓄品が2割程度としか用意してない準備してないと指摘されています。避難者に寄り添い生命と尊厳を守る意識を常に持つことが大切と考えます。今後、女性の立場に寄り添い、もっと対策を取るべきと思いますが、どのようにお考えかお聞きします。

答弁▼総務課長

今までの避難訓練は、どちらかというと津波と地震を中心にやってきてる、海岸方面でやってきてるような形になっておりますので、災害は大雨とかの浸水被害もありますので、連合町内会と今後ですね、連合町内会の中で総務課で説明してこういう避難訓練をやりたいんですけども協力できませんかっていうような方向性で進めてまいりたいと思います。

女性の部分に関しては、まず、女性の生理用品に関しましては備蓄しております。各避難所に全て配ってるわけではないんですけども、ある程度大き

な避難所となる場所に備蓄してるような形になっております。あと、女性の関係で避難所でプライバシーというんですかね、そういう更衣室とか、そういうので女性の配慮が必要になると思うんですけれども、それはそれぞれの避難所でちょっと、いろいろ準備っていうんですか体制っていうんですか、変わってくると思いますので、それは今度避難訓練のときですね、そういうときに合わせて女性の部分を確保したりとか、そういうふうな形で進めていきたいと思います。

質問 4 国保加入者の産前産後期間の軽減制度について

厚労省は、国保加入者で出産の産前産後4ヶ月間の国民保険料（税）の均等割りとし所得割を今年1月から減額する制度をスタートさせました。その負担は、国、道、町で負担するという内容です。大きな要因は、子育て世帯の負担を軽減、次世代育成支援するという観点から、国保料（税）を減額するという内容です。すでに担当課で具体化されていることでしょうか。合わせて、この期間、国民年金の保険料も免除されます。

次のことを、お伺いします

1点目、上ノ国町として、現在、母子手帳などを取得されている該当者、見込者などは、何人想定されているのか。

2点目、減額負担を国・北海道・町で負担することになっていますが、町として、いくらぐらいの費用負担額を考えているのか。

3点目、今回の制度で、4ヶ月だけ国保税が減額されますが、上ノ国保育所は出産後、6ヶ月でないと入所できません。また、生まれてきた赤ちゃんにも国保税が発生します。せめて保育所に入所するまでの最低でも6ヶ月期間、町独自の支援策を講じることはできませんか。

4点目、町として、この制度を町民の方々に知って頂くために周知徹底など必要と思います。どのように考えているか、所見をお伺いします。

答弁 ▼ 町長

産前産後期間の国民健康保険免除制度は、次世代育成支援の観点から令和6年1月より制度が始まったものであります。現在本町において、国民健康保険加入者で母子手帳を取得されている方はおりません。また、今後対象となり得る方についても確認はされておりません。このため、産前産後期間の国保税減額に係る町の負担は、令和5年度及び令和6年度に予定されておりません。町独自の支援策に関しましては、国民健康保険税は加入者全員が医療費を互いに負担し、支え合うための独立採算制の財源となりますことから、産前産後期間の減免等の独自支援を行った場合には、他の加入者がそれに相当する額を負担せざるを得なくなる不都合が生じることとなりますので、検討はしておりません。

また、国民健康保険の制度改正について、ホームページ等を通じて積極的に情報提供し、理解を深めていただくよう努めてまいります。

再質問

今回の産前産後の期間の国保免除制度は1月から始まったばかりであります。国保の加入者の方のこういう制度ができたよということも、おそらく広がっていないと思います。そして、答弁で母子手帳も取得されていない、今

	<p>後も対象者がなり得る方も確認されていない。また、国保税減額に町の負担は考えていないという回答でした。次のことをお伺いします。</p> <p>国保加入者で20代から30代で、夫に扶養されてても均等割と所得割が減額されます。それが全国的にも広がってます。例えば道内でいうなれば、隣の江差町あるいは千歳市、雨竜町、長万部町でも取り組んでいます。そういう意味では、今回の質問に対して条例が改正をしなくちゃいけないだろうと思ってます。条例は改定しないから今回のことはすごく冷たい回答だったと言わざるを得ないんですけど、その辺とこ含めて導入は、基本的には考えていないんですか。すべきと思います。そういう意味ではちょっと回答お願いします。</p>
	<p>答弁▼住民課長</p>
	<p>この制度に関しましては、産前産後の健康保険に係る免除の制度につきまして条例の方は改正されておりまして、制度的に国の制度でありますことから、1月からのスタートは上ノ国町にも適用されるものとして捉えております。</p> <p>議員ご指摘のとおり、国民健康保険加入者が対象者となりましたら、上ノ国町においても減免の対象となりますので、そちらの中身の周知につきましても、ここに書かせていただきましたとおり、ホームページ等通じて今後深い理解を得られるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。</p>
	<p>再々質問</p>
	<p>ホームページにも、条例を改定しなければホームページに載せることできませんよね。それともこういう制度が国から流れてきましたよとそれをホームページで案内するわけですか。どちらが優先します。</p>
	<p>答弁▼住民課長</p>
	<p>条例の方につきましては、制度改正終わっておりますので、そちらの方はご理解いただきまして、ホームページの方は今議会終わりましたら速やかに更新して、周知の方図りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
<p>質問5</p>	<p>国保料（税）の都道府県化に向けての方向性について</p>
	<p>厚労省は、令和7年度から新たな国保運営方針に基づき、各都道府県が保険料水準の統一を進めるよう求めています。北海道も年明けから令和6年度の標準保険料率を算定し、各市町村に示されていることでしょうか。物価高騰や医療費コストも上昇していることから、大幅な値上げになる可能性もあります。都道府県化の方針を打ち出された中で、昨年度の全国の状況を見ると、年収400万円の4人家族世帯をモデルにした計算では、全国1,736自治体のうち、29パーセント、509自治体が値上げになりました。値下げになったのは109自治体で、据え置きは118自治体でした。値上げのトップは大阪府、広島県となっています。大阪府（14市町）などは、昨年だけで3万円以上の値上げになっています。今年度から、納付金ベースの保険</p>

料の統一が開始され、2030年度から統一保険料に移行が始まります。

次のことを、お伺いします

1点目、納付金の計算方法で、医療費が高い市町村は納付金が減少しますが、医療費の少ない市町村は納付金は高くなります。上ノ国町の場合は、どうなるのか。

2点目、2030年を見込んだ場合、統一保険料になると現在の保険料と比較して高くなるのか、また低くなる見込みはありますか。所見をお伺いします。

答弁▼町長

国保税につきましては、北海道が運営主体となり、加入者負担の公平化に向けて、平成30年度より取り組まれております。統一保険料に向けた納付金については、医療費の他、加入者数、世帯数、所得状況を併せて算出されますことから、医療費の多寡によつての増減を明示することはできませんが、令和5年度における本町の国民健康保険加入者一人あたりの医療費水準は道内平均より高く、一人あたりの納付金は、道内平均を下回る状況となっております。統一保険料になった場合の2030年見込につきましては、今後の国民健康保険の加入者数及び医療費、所得状況の推移を踏まえる必要があるため、納付額の明確な予測は難しいですが、加入者の減少傾向と一人あたり医療費の増加傾向を考慮すると、本町における一人あたりの納付額は微増するものと考えております。

再質問

国保法、地方税法は保険料、税を決めるのは自治体の権限で対応できます。また医療費、収納率、保険料、税の減免などにも、あまりにも今の現段階では違いがあります。こうした動きに厚労省はこの矛盾を解決するために、国保法と地方税法の改定も視野に入れてます。2月9日の某団体との交渉で道庁は、国保法では国保料、税は統一保険料から離脱することは、今の段階ではできると道庁は言ってるんですよ。そして町としては、国からの負担増を押しつけられてる中で、地方自治体は住民の負担軽減をめざし、防波堤の役割をすべきと思いますが、次のことをまず2点聞きたいと思います。

町民の命と健康を守り、さらに福祉向上を目指すためには離脱問題も視野に入れて検討すべきと思うが、どう考えておられるか。

2点目、現在の国保税の軽減措置7割5割2割あります。それも継続されるのか。それともなくなるのか。それについてお伺いしたいと思います。

答弁▼住民課長

国民健康保険につきましては、国民皆保険ということで社会保険と合わせて住民の健康医療を守るための重要な制度として考えておりますので、町といたしましては、国民健康保険の統一保険料にかかることを理由に離脱は今のところ考えてございません。

答弁▼財政課長

併せまして、川島議員のご質問であります7割軽減、5割軽減、2割軽減

の継続するのかもしれないのかっていうご質問でございますが、こちらの軽減措置に関しては、そのまま継続して軽減措置はとって税額に反映させていこうというふうに考えております。

再々質問

それではですね、今国保関係、全国で統一化に向けて国保加入者の住民の該当者がね、なんか置き去りにされてるように思います。統一保険料について、経過と今後の方向性などを住民の方に、国保加入者の方に説明などをすべきと思いますが、まだ早いですか。それとも今後どういうふうに考えてるか、お聞きしたいと思います。

答弁▼住民課長

統一保険料の統一化に向けた動きであります。2030年に統一化を目指すということで、決まっております。その後、完全統一化につきましては、まだ北海道の方からも明確な提示はされておられない状況になりますので、今後ですね、統一化、それから上ノ国町の健康保険加入者の推移、こちらの方を加味しながら北海道からの明確な提示がありしだい住民の方に周知する方法を考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

質問 1 業務継続計画（BCP）の内容と実効性について

業務継続計画は、災害時に自治体自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画であります。計画の中核となる要素として、①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理の重要6要素を予め定めしておくものとされております。

また、業務継続計画の実効性を確保するためには、教育や訓練の計画等を策定し、教育や訓練を繰り返し実施し、訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画に確実に反映させることが重要であるとされております。

そこで、本町でも策定していることと思っておりますが、策定している業務継続計画と教育や訓練の計画内容、並びに、教育や訓練の実施状況と計画の実効性について、町長にお伺いいたします。

答弁 ▼町長

業務継続計画は、大規模災害の発生により役場行政機能が低下する中であっても、町が実施しなければならない業務を、限られた人員、資機材等を効率的に投入し、発災直後から適切な業務を執行するための事前対策としての内容となっております。

質問にあります6要素の全てが網羅され、本計画はこの要素に沿って策定されており、非常時優先業務を選定し、開始目標時間を業務別に定めています。また、本計画には教育や訓練の具体的内容は含まれておりませんが、実効性を確保するためには、職員全員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の役割を確実に果たせるよう研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努めることが必要と認識しております。

次に、本計画の実効性につきましては、議員が述べられた業務継続上重要な要素「首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」から、「重要な行政データのバックアップ」までは、業務継続のための執務環境の整備であり、各種課題等もありますが、課題解決のための設備等を整備することや当該計画に基づき対処することにより実施できるものと考えております。また、非常時優先業務は、災害対策本部の班ごとに所掌事務を定めておりますが、本計画を作成以降、研修等は実施していませんが、人事異動などで担当業務が変更になることからマニュアルなどを作成し、職員に着実に習得させていくよう人材育成研修等を活用して研修や訓練を実施してまいりたいと存じます。

再質問

答弁の内容から必要性については十二分に感じていることと思っておりますが、あと、今後検討していきますとの内容だとしか受けられないという、ですよね。また、近年全国的に多発している地震、異常気象がもたらす集中豪雨な

	<p>ど、それらがもたらす被害は言うまでもありませんと思うんですが、その対策と必要性についてはいくつになく、どの報道機関でも、テレビ等でもやられると思うんですが、このことからBCPの実効性のあるものにするためには、今後の取り組むべき内容は体制について、数値目標を立てて工程表を作成して、そこに取り組んでいくのが急務ではないのかなと、そう感じるんですが、いかがですか。</p>
	<p>答弁 ▼ 総務課長</p>
	<p>仲澤議員おっしゃるとおりマニュアルだけ作成しても実効性はないと思いますので、マニュアルなどに取り組むべき内容、期限などを設けてですね、実効性のある体制を整えてまいりたいと思いますので、ご理解願います。</p>
<p>質問 2</p>	<p>災害時の避難所の確保と運営について</p>
	<p>地球温暖化による影響と思われる異常気象や、近い将来起こりうると言われている大規模地震など、近年多発する大規模災害に備えることは喫緊の課題であるとの認識から、以下の事項について質問させていただきます。</p> <p>まず、避難所の確保についてであります。避難所は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域等災害が発生する恐れがある区域内にある施設を避け、避難経路も含め、安全確保が図られる場所に避難所を開設することが必要であると認識しております。</p> <p>これを踏まえると、本町が指定している避難所では、想定される避難人数や避難経路、特に冬期間における避難など検討した場合、現実的に避難所の確保は困難な状況だと思われるが、本町が策定している防災計画が実効性を有しているのか、また、有しているとするならば、その根拠について、町長にお伺いいたします。</p> <p>次に、避難所の運営についてですが、災害時等における避難所は、住民の生命の安全を確保する避難施設として、また、一時的に生活する施設として重要な役割がございます。避難所生活の支援は、感染症対策や衛生管理も含め、医療・保健・福祉に加え、物的資源の確保や避難者一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、十分に配慮されるよう努めることも重要であり、迅速かつ的確に運営することが求められております。特に要配慮者にとっては、急激な生活変化となることから、支援にあたっては十分な配慮が必要であります。</p> <p>そこで、本町における避難所の運営方法は、どのように運営することになっているのか。また、これに対応した訓練は実施されたことがあるのか、町長にお伺いします。</p>
	<p>答弁 ▼ 町長</p>
	<p>避難所の確保については、災害の種類や被災状況にもよりますが、それぞれの地区にあります避難所では、すべての住民が収容可能な地区もあれば、そうでない地区もあると認識しております。財政的な面もあり、住民すべてを受け入れるような施設を確保することは難しいことから、道路の状況にもよりますが、収容する余裕がある避難所へ移送するなどの対応のほか、被災されていない親類や知人宅等へ避難していただくことも考えられます。また、避難所の運営に関しては、北海道胆振東部地震や能登半島地震の教訓から、</p>

大規模災害発生時は、町職員をはじめとした公的機関の職員も被災者となり、行政主体での避難所運営は難しいことが明らかとなっております。長期間の避難を余儀なくされるような大規模災害が発生した場合には、町内会や自主防災組織又は避難者といった地域住民主体による運営も考えられます。

このようなことから、円滑な避難所運営や良好な生活環境が確保されることを目的として、その活動内容をまとめた、避難所運営マニュアルを作成しております。当該マニュアルにも記載しているとおり、避難所の開設準備や運営を円滑に進めるためには、避難所の陣頭指揮を執るリーダーの役割が重要であることから、北海道地域防災マスターなどの研修を町内で開催し、町内会の役員や町職員が受講できるような機会を提供した後、訓練を実施してまいりたいと存じます。

再質問

私以前にも同様な質問させていただきました。その時の答弁内容とは大きくずれてるように感じます。今回の答弁の方が正しい認識だと私自身思います。おそらく町の災害に関する事情は、いろいろなことがあると思うんですが、まずこのことで再質問させていただきます。

近い将来の起こりうる災害対策は、早近の問題であり重要なことで、今の答弁内容では不十分であると思いますが、避難所の確保と運営については早急に見直しを図って、これもまた実効性が伴う内容や体制にすべきだと思うんですが、これもまたいかがですか。

答弁 ▼ 総務課長

今年度ですね、国や道の防災計画、上位計画が改定になりまして、本町の防災計画、あと避難所運営マニュアルなども改定しております。

さらに今回の能登半島地震により、また上位計画、国の防災計画や道の防災計画、その他マニュアルが改正になると思いますので、それを踏まえてですね、本町の防災計画、マニュアルも改正が必要となります。その時にですね、地域の実情を取り入れた改定をしていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

質問 1 避難所の見直しについて

令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方で発生した地震は、深さ15キロ、マグニチュード7.6、最大震度7の巨大地震でした。その地震によって死者は240人以上にのぼり、死因は家の倒壊による圧死がほとんどでした。石川県では、住宅被害が4万6千棟にのぼり、避難者が1万4千人となっております。また避難所では停電や水不足、その他にも様々な不便が出ています。このような大災害を教訓として4つの質問をします。

1点目、町では最大の地震の規模をどのくらいと想定しているのか。

2点目、一般住宅の耐震状況はどの様に把握しているか。

3点目、長期間の避難生活で停電の場合、避難所の電力を全て発電機に頼っているのか。それ以外の発電出来る電力の確保などは考えているか。

4点目、断水になった場合の飲料水、生活に必要な水、トイレの水など、水の確保はどの様に考えているか。

答弁 ▼ 町長

本町で想定される最大規模の地震は、平成30年に北海道が公表した全道の地震被害想定調査結果に基づき、北海道南西沖地震の最大計測震度6.1を想定し、各種計画を策定しています。

また、一般住宅の耐震状況については、平成22年に町が保有する固定資産課税台帳、上水道の契約件数及び国勢調査結果並びに北海道などから提供されたデータを用いて推計したところ、75.3パーセントとなっております。ただし、この数値は、個別に住宅を調査したわけではなく机上で推計したもののため、実態に即しているかは不明であります。避難所に設置された発電機は、照明及び暖房設備の電源確保のために配置したものであります。なお、発電機以外の電源確保については、現段階では考えておりませんが、先行事例などがありましたら参考にしたいと考えています。

次に、断水時の飲料水、生活用水の確保については、飲料水は、避難想定者数の3日間分を備蓄しております。また、本町の水道施設は、湯ノ岱、桂岡、木ノ子、石崎、小砂子と広範囲にわたって設置されており、いずれかの施設が被災した場合であっても、他の施設から補水・運搬することが可能であることから、小規模な範囲での断水に限られますが、飲料水の確保は可能かと思われます。

なお、断水の規模が広範囲となる場合においては、本町は日本水道協会北海道地方支部道西地区協議会に所属しておりますので、この協会に対し応援給水及び応援復旧等の要請を行うことが考えられます。本協会は、函館市をはじめとする道南13市町で構成されており、被災自治体の速やかな給水能力の回復のため、会員相互間による応援活動を目的として組織されているもので、このたびの能登半島地震においても現地で活動を行っているところがあります。以上のことから、本町において断水が広範囲におよぶ場合については、まず協会へ応援要請を行い、その他あらゆる方策について水道施設に係る維持管理業者の協力も得ながら、飲料水の確保を図ってまいります。

再質問

最大震度6.1に設定してるということは6強になると思うんですけども、今回能登半島地震で6強といえば、珠洲市、輪島市、七尾市、穴水町などが震度6強でした。その中でも輪島市や珠洲市は耐震化率が45から50。調査当時の全国平均が87だったので、それよりかなり低かったということになります。それで地震当日その時刻で町を撮影された動画を見ましたけど、次々に家が倒壊していく凄まじい映像、何度も見ました。

また、3月1日の道新の記事で住宅耐震化率不明が道内で12町村あり、倒壊リスクは全体の4割は把握していないということでした。自治体は住宅などの耐震化を進めるための耐震改修促進計画を策定していますが、多くの自治体は計画に盛り込む住宅耐震化率を調べていなかった。とのこと。計画の策定や耐震化率の調査は市町村の義務ではないと言われてはいますが、ただ、耐震改修促進法に基づき全国の98.6パーセント市町村が計画を策定し、多くが耐震化率を算出して計画に盛り込んでいると書かれてました。住宅の耐震化率が不明とした12町村中、檜山管内ではそれが厚沢部町と上ノ国町の2町と出ていました。

それで1つ目の再質問です。

今後、この耐震化率の調査や計画に盛り込むのか、お聞きしたいです。

それと非常用電力に関して、今後検討していくっていう、あれば検討していくっていうことだったんですけど、例えば東松山市では、避難所の8箇所に小型風力と太陽光発電の独立発電機を導入してるとのことです。使うワット数にもよるとは思うんですけども、東松山市の場合は冷房とか使えるくらいの6.5キロワットくらいの発電能力を、ていうので小型を何基かと太陽光発電も何基か備えてるとは思うんですけども、最低限1キロくらいであれば1基くらいで済むかなあと思うんですけども、それに関しては、このような設置はいかがと思われませんかというのが2点目です。

それとですね、今回のような地震の規模が上ノ国でおきた場合、能登半島地震がそうだったように、断層の影響で道路が寸断されたり、そういう場合も考えられるわけであって、その時に水が届くのが、一避難所に届くのがちょっと困難な場合、仮に給水車が来ても飲料水が優先で、なかなかトイレとかには回らないというのが現状だそうです。私は、例えば大きめのプール用意しとくとか、そういう勝手に思ってますけども、これについて何か考えはありますか。主にトイレとかの水ですね。

以上、3つです。お願いします。

答弁 ▼ 総務課長

まず1点目の耐震化の計画なんですけど、新聞に載ってるのは、この町長の答弁にありました平成22年に町が策定したものがほとんどの町村で載ってると思います。で、うちの方でああいう回答したのは、今、22年ということかなり古くなりますので、それを数値の根拠とするのはちょっと無理があるなっていうことで、不明ということで回答しました。

次に2点目なんですけども、発電機以外の電力の確保なんですけども、まず風力は風がないと当然電気が起こせません。太陽光発電も夜間は当然使えませんし、発電効率が、天気が悪いと発電効率がすごく悪くなるので、発電機が燃料さえ確保できれば一番電源、電力として確保できるものと思われま

	<p>すので、今のところは風力も太陽光発電も考えておりません。</p> <p>3点目なんですけども、これはちょっと難しいんですけども、現実問題、貯留槽というんですかね、水を貯めておくものを各避難所に設置するというのは困難だと思っております。で、トイレの水なんですけど、簡易トイレは水を使わなくても用が足せるような、用を足した後に薬品をそこに入れて固めるというような物になっておりますので、トイレに関してはそちらの方で対応したいと思っております。飲料水の方は、備蓄、避難者数以上のものを各避難所に確保しておりますので、それで対応したいと考えております。</p> <p>あと、今後、防災計画に盛り込むのかについては、これはですね、防災計画に盛り込むべきものじゃなくて、それぞれ独立した形で作成するのが適切だと考えておりますので、ご理解願います。</p>
<p>質問2</p>	<p>熊スプレーの推奨について</p>
	<p>ここ数年、全国的にクマの人里への出没が増え、山菜採りや登山などで遭遇し襲われる事件が増えております。クマが人を襲うのは、ばったり遭遇してしまったり、子連れの母熊が子を守るためなどが主であります。中には興味本位で近づいたり、積極的に人を襲うケースもあります。昨年、福島町の大千軒岳の登山道で3人がヒグマに襲われたケースでは熊除けの鈴も効果がなく、熊が自ら人へ近づいてきたとも報じられています。クマは、人に出会ったら必ず襲う生き物ではありません。ただし、状況によっては襲われるケースがあり、万が一への備えが必要で、一番効果があるのは、カプサイシンを主成分としたクマ撃退スプレーと言われて、環境省も推奨しております。近年は山あいなどのほか、道路沿いの民家や畑に出没するケースも増えており、クマによる人身被害を未然に防止するため、ヒグマが出没する可能性が高い場所で作業する人には必須であります。町職員におかれましても、有害鳥獣駆除や森林や発掘現場などでは必要と思っておりますが、装備していないとお見受けします。熊撃退スプレーは価格が1万円前後で有効期限もあり、個人で簡単に購入出来るものではありません。</p> <p>今後、町においてクマ撃退スプレーを購入管理し、町職員の携行はもちろんのこと、町民の購入助成制度を設けてみてはいかがでしょうか。又、ニセコ町や弟子屈町で取り組んでいる熊撃退スプレーのレンタル制度の導入を検討してはいかがでしょうかと思っておりますが、所見を伺います。</p>
	<p>答弁 ▼ 町長</p>
	<p>昨年、本町においても人の生活圏である市街地へヒグマが出没するケースがあったため、速やかに防災行政無線により周知をしているところです。熊スプレーに関しましては、使用時には5メートル以内であることや風下でないこと、必ず効果があるわけではないことなどを理解した上で携行し、ヒグマに遭遇しないような対策をすることが必要です。</p> <p>ご提案いただきました、熊が出没する可能性のある場所で作業をする職員の携行につきましては、被害を未然に防ぐための有効な対策であると思っておりますので、実施してまいります。なお、山菜採りなどでヒグマの生息域へ入られる方は、遭遇しないための対策を徹底した上で、遭遇するリスクを考慮し、自ら用意すべきものですし、森林作業員や農業者などにつきましては、事業者において準備をする必要があると思っておりますので、町での助成制度は考えておりません。</p>

しかしながら、今後も市街地にヒグマが頻繁に出没する状況になった場合には、地域住民の安全確保のため検討していく価値はあるものと考えます。

再質問

まず、ちょっと私も一般質問の方で1万円前後のって書いてしまったんで、それだと5メートルなんですけど、もう少し高いものは10メートルくらい届くということご理解ください。

今現在、クマはやっぱり確実に増えているっていうのは、先ほど答弁でもありましたように、去年の駆除数を見ればよくわかります。今の現状になるとヒグマはほぼレッドリストから外れるだろうとも言われてます。そういうことで、やはり山で遭遇リスクも増えるということになります。もう少しで春になるとやっぱりたくさんの方が山に山菜狩りにどうしても行ってしまいます。もちろんこれは個人の趣味になるので、それぞれが遭遇しない対策をするというのは、言うことはもうこれは当然のことだと思いますけども、想像してみて、それでも山でクマとばったり遭遇した場合、なおかつそのクマがその場から逃げなかった場合、丸腰なのを想像するだけで私はすごく恐怖です。せめて熊スプレーを携帯していればと思うでしょう。命を守るための1万5千円から2万円くらいだと思えば安い物だと思いますけども、でもやっぱり購入のときはやはり高いと感じてしまいます。正直。

全国では、青森県の平内町で町民の人に購入の2分の1を補助しているところもあります。他の地区は林業従事者などに補助しているところもあります。推奨というのは、やはり今現時点で熊スプレーのことはあまり考えていないので、そのきっかけをつくってやるっていうことはすごい大事だと思いますけども、そのことについて答弁お願いします。

答弁 ▼農林課長

まず、熊スプレーの効果については、たしかに効果はあるということ言われてます。ただ、実際に、そしたらばったりクマに遭った場合、熊スプレーを自分で出来るかということになると、これまた練習だとかも必要になります。当然。なので、まずは自分たちで出会わない行動をすることがまず一番大事です。それでもなおかつ遭う、先ほど町長答弁あったように生息域に入る方は、自分たちで用意するのが当然だろうというふうに思ってます。

再々質問

ちょっと、あの、まあ、なんていうんですか。私が言うのは使えるかどうかじゃなくて、それを現実的にクマと遭ったら、あるとないとじゃ大違いじゃないですかっていうことを言いたかったんですけども、例えば推奨という意味の中には、当然その、仮にこれは補助金付いたとした場合、その推奨の中には当然、使用方法も説明とか、あとは、場合によっては札幌で、これは職員たちの行ってることなんですけども、練習とかもやっているとこもあるそうだから、当然そういう知識を伝えた上での話です。それについて答弁お願いします。

答弁▼町長

あの、ちょっと基本なお話させていただきます。
先ほど言いましたように、山に行く。自分で身を守るのは自分のことですから、簡単に言うと泥棒入るから鍵かってくれっていうようなもので、それはですね、そこまでやったらきりないですよ。海に行ったら危ないから浮き輪買ってくれとか。それと同じ発想になります。今怖いのは、何でもかんでも行政がやってくれっていう感覚になるんです。そうでない。それが必ず行かなければ自分の生活がだめであって、自分に買うお金がないとか、そういう人であれば別ですけど、一種の趣味だとか、そういうものに行く場合はですね、それは町の方では、今、やれば一番いいんですけど、あくまでも個人の判断でやってもらいますから、町ではそういう施策については全く考えておりません。

質問3 飼い主のいない猫の対策について

各地域で猫被害の苦情を聞きます。これまで「飼い主のいない猫」については、糞尿やいたずらなどの被害があっても、対策がありませんでした。また、かわいそうだからと無責任に餌を与えるだけの人もいます。飼い猫であれば、飼い主に苦情を言うこともできますが、相手が「飼い主のいない猫」では不満の持って行き場がなく、生活環境は悪くなり、結局被害を受けている方は猫を憎むようになってしまいます。
その結果として、餌を与えている人とのトラブルや、猫を傷つけるなどの動物虐待のきっかけにもなります。しかし、ただ殺処分で排除するだけなら可哀想だという人もいるでしょう。他の自治体の事例として、去勢・避妊などの対策でこれ以上増やさないという取組みもありますが、町ではどの様に対策していくのか伺います。

答弁▼町長

飼い主のいない猫につきましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、愛護動物としてみだりに捕獲、駆除することができないこととなっており、犬のような登録制度や放し飼いを規制する法制度も無いため、飼い猫との区別が出来ないことから、行政による捕獲や駆除が出来ないこととなっております。
このため、町といたしましては、生活被害の相談がある都度、防災行政無線等により無責任な餌付けをしないことと、餌になるようなごみの管理徹底を周知しているところであります。
動物愛護団体等では、保護のもと去勢や飼い主探しを行っていることは承知しておりますが、本町及び近隣町には愛護団体が存在しないため、飼い主のいない猫による生活被害の予防対策は個人で行っていただいている現状にあります。
今後、動物愛護に係る団体、個人からの相談がある場合には、行政として支援の情報提供等、適切に対応してまいります。

再質問

通常、野良猫と言われてる猫の被害なんですけども、家の周りで糞尿したり、車に上がって引っ掻いたり、花壇やゴミを荒らしたり、小屋や縁の下で子どもを産んだりっていうことが、実際に被害を訴えてる人がいます。また、エサを与える人は、例えば防災無線や広報で調べても実際のところ、エサやりをやめないのが現実だと思います。また、個人で迷惑をしてる人がなかなか役場に相談しに行くかったら、なかなか行きにくいので、やはり苦情の受け皿は町内会でやってると思うんですけども、動物愛護団体が存在しない限り、町内会は本当であれば地域猫として管理するのが理想でしょうけど、現実的にはそれは難しいといえるでしょう。

ちなみになんですけど、昭和49年全国の殺処分、犬が1,115万9千匹。猫が6万3千匹。平成12年には犬と猫の殺処分が逆転して犬が25万6千匹。猫が27万4千匹殺処分されてるそうです。現在は保護団体の活動もあり、それでも年間1万2千匹くらい殺処分されてるそうです。やはり殺処分というのは心が痛みます。しかし、だからかわいそうだからといって多頭飼育崩壊も、これは最悪なことだと思います。去勢や避妊、また糞尿などさせないグッズなどの補助がベストだと思いますが、町で、今ある問題のことなので、町で積極的な解決方法を示してもらえるのが一番いいのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

答弁▼住民課長

野良猫、それから飼い猫、これにつきましては区別がつけづらいことから、行政として手段を講ずることはなかなか難しいのでありますが、今言われたように捕縄等できないかということにつきましては、極端な話をしますと害虫駆除、ガムの駆除だとかには町の方で公道部分には行ったりしますけども、それと同じで害虫駆除するのに補助してくださいというものと同義になってしまう可能性もありますので、野良猫対策の忌避剤だとかの補助につきましては、今のところ検討することができませんので、ご理解いただきたいと思います。

小間 均 議員

質問 1 上ノ国町の海岸地域に整備されている避難階段について

上ノ国町の海岸地域に整備されている避難階段については、平成の初期から整備され、津波災害時の際の重要な設備と認識しておりますが、設置から相当年を経過し、避難する町民の高齢化も進んでおります。避難階段は、津波災害時には、短時間に高所へ避難することができる有効な手段であると認識する反面、避難の際には利用する高齢者が実際に活用して避難することができるか不安だという声があるのも事実であります。

現在、海岸地区にある避難階段は、急斜面を直線的に繋いだ急勾配のものが多くあります。迅速な避難を行うには、最短距離で移動することは有効ではありますが、現実的に足腰の弱い高齢者が急勾配の階段を登るということは容易ではなく、立ち往生し逃げ遅れてしまう懸念もあります。それを踏まえ、高齢化率が高い地域の避難階段については、見直しが必要と思っておりますが、今後どのように考えておられるのか、町長の所見をお伺いいたします。

答弁 ▼ 町長

本町海岸沿岸部の集落は、海と山に挟まれた狭隘な土地にあることから、津波が発生した場合に裏山の高台へ速やかに避難する手段として、避難階段を設置したものであります。津波避難の基本は、短時間で如何に高台へ避難するかを優先しており、設置当初は現在のような高齢化を視野に入れた設置は考えていませんでした。

また、国の研究機関である地震調査研究推進本部では、本町の被害が最も大きくなる北海道南西沖地震が発生する平均間隔は、500年から1,400年程度と推定されていることから、今後30年以内に地震が発生する確率は、ほぼ零パーセントと推定されており、避難階段においても大きな劣化が見られず、早急な改修の必要性は低いと考えております。しかしながら、高齢化の進捗状況を考慮して、段階的に整備してまいりたいと存じます。